

安城市監査公表第 2 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 1 項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和 4 年 6 月 2 8 日

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

令和4年6月28日

安城市長 神 谷 学 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和4年4月5日から5月30日までの間に実施した産業環境部農務課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和4年8月18日（木）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）契約関係

農地情報公開システム支援業務において、前回と同様に契約書に規定している書類の提出を受けていなかったため、適切な事務執行に務められたい。

（2）補助金関係

ジャンボタニシ駆除事業補助金交付事務において、前回と同様に実績報告書に添付されていた領収書のただし書に金種及び数量の内訳が記載されていなかったため、適切な事務執行に務められたい。

2 措置を講ずべき理由

（1）契約関係

契約書に記載した提出書類は必ず受領しなければならない。

（2）補助金関係

補助金が適切に使用されたかどうかを確認するため、実績報告書に添付する領収書には内訳を記載しなければならない。

令和4年6月28日

安城市教育委員会
教育長 石 川 良 一 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 野 場 慶 徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和4年4月5日から5月30日までの間に実施した生涯学習部スポーツ課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

ついては、必要な措置を講じるとともに、令和4年8月18日（木）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

会計年度任用職員関係

業務内容において、前回と同様に職員間に負担の偏りが見られたため、勤務体制を検討し、再発防止に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

会計年度任用職員関係

業務内容において、職員間に負担の偏りが生じないよう勤務体制を整備しなければならない。